

沖縄県本庁舎福利厚生施設（売店）出店事業者公募要項

1 趣旨

沖縄県では、職員の職務への活力創出する観点から売店等の福利厚生施設の設置をしているところです。
売店については職員以外の来庁者利用もあることから、福利厚生施設の更なる充実と利用者の利便性向上等を図る観点から、本庁舎地下1階福利厚生施設で売店を営業する事業者を下記のとおり募集します。

2 公募対象施設

(1) 名称

沖縄県本庁舎福利厚生施設（売店）

(2) 施設の所在及び概要について

所在地：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 県庁舎行政棟（地下1階）市役所口近く

面積：310.29 m²

3 応募資格

応募者は本要項に定める内容、条件等を十分理解し、売店の整備及びその運営を行うための十分な資本力、経営力及び信用を有し、次の要件をすべて満たす国内で法人登記している法人または個人であることが要件になります。

- (1) 使用許可の趣旨を理解し、意欲のある者であること。
- (2) 売店の営業に必要な資格を有すること又は取得できる見込みがあること。
- (3) 原則として最近2年間に於いて、県内で1店以上売店経営の実績を有するもの
- (4) 福利厚生施設としてのメリットを提案できること。
- (5) 沖縄県本島内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 出店にあたり、行政財産使用許可手続を行い、「沖縄県公有財産規則」及びその他政財産使用に関する規定について遵守できること。
- (7) 「沖縄県本庁舎福利厚生施設（売店）出店仕様書」の【別添2】「沖縄県本庁舎福利厚生施設（売店）遵守等事項」について遵守できること。
- (8) 次に掲げる項目のいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることはできない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により更正または再生手続を開始している者

ウ 法人税及び消費税等納付すべき税を滞納している者

エ 関係法令に基づく行政処分を過去3年間受けたことがある者

オ 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第7条第2項（昭和47年7月20日告示69号）に基づく指名停止期間中の者である者

カ 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に未加入、又は保険料に滞納がある

者

キ 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていない者

ク 労働関係法令を遵守していない者

ケ 次の各号に該当する者

- ・暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力
- ・暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
- ・法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる団体

コ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

4 応募手続

(1) 公募要項等の掲載

ア 掲載期間：公告の日から令和8年9月25日（金）

イ 入手方法：沖縄県ホームページからダウンロード

(2) 企画提案書の提出について

ア 掲載期限：令和8年9月25日（金）午後2時 職員厚生課必着

注）提出期限日が台風等により、県庁が閉館する可能性が生じた場合、県HP上に改めての期限を再設定する。

イ 提出書類：「5 提出書類」に定める書類

ウ 提出部数：10部（正本1部及び副本9部）

エ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

オ 提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（本庁舎行政棟5階）
沖縄県総務部職員厚生課厚生公災班

(3) 質問事項受付期間

ア 令和8年9月1日（火）午後5時まで

イ 質問方法：質問書（別紙1）に質問内容を記載のうえ、件名を「売店公募にかかる質問について」としたうえで、下記メールアドレスに電子データで提出。

送信先メールアドレス：aa004006@pref.okinawa.lg.jp
件名：売店公募にかかる質問について

※ 質問への回答は個別には回答しません。

※ 回答は、質問提出後2～3日をめどに沖縄県ホームページに掲示いたしますが、内容によっては回答に時間がかかることも予想されますので、その旨ご了承ください。

※ 質疑の内容によっては公募の公平、公正性の確保の観点などから回答できない場合があります。

5 提出書類

(1) 提出書類

	項目	様式等
①	公募参加申込書	様式第1号
②	誓約書	様式第2号
③	申込者の事業概要	様式第3号
④	企画提案書	様式第4号
⑤	店内予定レイアウト図	様式第5号
⑥	営業開始までの作業スケジュール	様式第6号
⑦	店舗の実施体制図	様式第7号
⑧	沖縄県認証制度の認証状況	様式第8号
⑨	官公庁又は公共施設における運営実績	様式第9号
⑩	法人の場合 登記事項証明書（全部事項証明書） 個人の場合 身元(分)証明書（※注1）	事項証明
⑪	直近3年分の貸借対照表及び損益計算書告書の写し（※個人の場合は確定申告書の写しで代用可）	経営状況
⑫	滞納がないことの証明書（※注1） ア 県税 主たる事業所等の所在地を管轄する事務所等が発行する課税されている、全ての税目について滞納がない旨の証明書 ② 国税 主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書（その3の3）	納税証明書
⑬	加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入状況が確認できる書面の写し ・概算・確定保険料申告書、被保険者取得確認通知書など ・納付書・領収書、標準月額決定通知書など ・加入義務がない場合は、別添様式第10号を提出してください。	保険状況等

（※注1）は発行日から3か月以内のものに限る

6 提出書類の留意事項

(1) 提出書類について

- ・①から⑬の順番に並べ、様式と様式の間合紙を挟み、合紙にインデックスを付す
- ・インデックスには、「様式等」列に記載されている名称を記載
- ・長辺2穴パンチ（余白2cm）、クリップ止めで提出（ホッチキス、ファイル閉じ不可）

(2) ④企画提案書について

- ・A4版横書きを基本として、縦書きも可
- ・資料をめくって見やすい位置に、ページ番号を付すこと
- ・理解を容易にするため、イラスト・イメージ図等の使用も可
- ・両面印刷を使用する場合、横書きは上下、縦書きは左右開き

(3) 応募書類の取り扱い

- ・理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。

- ・応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

(4) 使用する言語・通貨・単位

- ・日本語
- ・日本国通貨
- ・日本標準時及び測量法に定める単位

7 施設見学会実施

(1) 申込期間：令和8年8月27日（木）午後5時まで

(2) 見学会：令和8年9月1日（火）から令和8年9月11日（金）までの間のうち、県が指定した日になります。

※現在、公募対象施設（出店場所）は運営中であることから、現運業者及び庁舎管理部署の所管との調整の上、施設見学会の日程を決定します。このため、希望日に添えない場合や閉庁日の土日になることもあります。（見学会の日時は、後日連絡）

(3) 申込方法：希望がある場合は、別紙2に記載のURL又はQRコード（Google フォーム）により参加申し込みください。（※各事業者2名までとします。）

8 出店事業者の選定方法

(1) 一次審査（資格審査、書類選考）

提出された申請書類、企画提案書をもとに、沖縄県総務部職員厚生課において応募資格及び書類選考を行い、二次審査へ進んでいただく応募者を決定します。なお、二次審査への通過提案者は、原則、3事業所以内とします。

結果について、二次審査へ進んでいただく応募者へは、二次審査の日時及び場所をあわせて通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知いたします。

なお、結果等の通知は電子メールで行います。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 「沖縄県庁舎内福利厚生施設事業者選定委員会」を設置し、委員会で一次審査を通過した応募者によるプレゼンテーションにより審査を行います。

イ 審査の日時場所

日時：令和8年10月5日（月）午後1時30分から

場所：本庁舎第5階第1，2会議室

ウ 留意事項

- ・二次審査（プレゼンテーション）当日の追加の資料提出は不可です。
- ・説明は提出済の企画提案書等で行ってください。
- ・プロジェクター等の使用はできません。
- ・1者あたりの時間は、質疑時間を含めて30分程度を予定とします。
- ・プレゼンテーションの出席者は、責任者を含む3名以内とする。

(3) 最優先出店候補者の決定

ア 「沖縄県庁舎内福利厚生施設事業者選定委員会」において、全委員の評価点の合計点が最も高い者を「最優先出店候補者」として決定します。

イ 総合得点が最上位であっても、委員全員の合計点が満点の6割以上に達しない場合は、「最優先出店候補者」として選定されない場合があります。

ウ 最も高かった者が2者以上いる場合は、各委員の評価順位として1位となる数が最も多い者を「最優先出店候補者」として決定します。

エ 最優先出店候補者については、県ホームページ上で公表します。

また、他の者に係る審査結果又は審査内容に関する問い合わせには応じません。

9 選定対象からの除外

次の要件に該当した場合は、提出された提案は選定の対象から除外する。

- (1) 申請書が提出期限までに提出されないとき
- (2) プレゼンテーション審査に出席しなかったとき
- (3) 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
- (4) 選定委員又は関係者に関し、選定に関する援助を直接的、間接的に求めたとき
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為等を行ったとき

10 最優先出店候補者の取消し

次の場合には、最優先出店候補者の決定を取り消すこととします。

また、最優先出展候補者の決定が取り消された場合や、候補者から辞退の申し出があった場合は、次順位の応募者を最優先出展候補者としてします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (2) 応募資格を満たしていないことが判明したとき
- (3) 最優先出店候補者の決定から行政財産使用許可の申請までの間に、出店事業者について資金事情の変化等により売店の設置・運営が困難であると沖縄県が判断したとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう等により、出店事業者としてふさわしくないと沖縄県が判断したとき。
- (5) その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。
- (6) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の申請に応じなかったとき。

11 その他

- (1) 企画提案書や関連する事項について、提出後ヒアリングを行うことがあります。
- (2) 提出書類にかかる費用、プレゼンテーションに要する経費等、企画提案に要した経費については、当該提案者の負担といたします。
- (3) 最優先出店候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するため、提案された内容を全て実施することを保証するものではありません。